身体障害者運賃割引関連規則　目次

第１条　　変更
第２条　　定義
第３条　　発売区間
第４条　　割引乗車券の発売
第５条　　割引乗車券の種類および割引率
第６条　　乗車券の効力
第７条　　介護者の特認
第８条　　身体障害者手帳の携帯
第９条　　払戻し
第 10 条　単独片道 101 キロ以上旅行の場合の取扱い

20250119

身体障害者運賃割引関連規則

2025.1.19　現在

身体障害者に対する運賃割引に関連する取扱いについては、次のとおりとする。

【変更】

第１条　当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

２　前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【定義】

第２条　この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

２　前項の身体障害者のうち、運賃割引に関連する取扱いを行う第１種身体障害者および第２種身体障害者を、それぞれ次のとおりとする。

⑴　第１種身体障害者

身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第１種身体障害者である旨が明記されている者をいう。

⑵　第２種身体障害者

身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第２種身体障害者である旨が明記されている者をいう。

３　「ミライロ ID」とは、身体障害者手帳に記載されている情報を携帯型端末に取り込み、同情報を携帯型端末の画面に表示させる機能を持つアプリケーションをいう。

【発売区間】

第３条　割引乗車券の発売については、当社線全線および連絡運輸等関連規則に規定する連絡運輸取扱区間とする。

【割引乗車券の発売】

第４条　割引乗車券の発売は、次の各号の取扱いによる。

⑴　普通券・回数券

券売機により発売するものとし、係員の請求があったときは、身体障害者手帳を呈示しなければならない。

⑵　定期券

定期券発売所で発売するものとし、購入の際には、係員に身体障害者手帳を呈示しなければならない。

２　前項に規定する身体障害者手帳の呈示は、「ミライロ ID」の呈示をもって、これに代えることができる。

【割引乗車券の種類および割引率】

第５条　割引乗車券の種類および割引率については、次に掲げる取扱いによるものとする。

		乗車券	割引内容
第１種身体障害者	単独乗車	普通	片道 101 キロ以上旅行のとき５割引
		回数	×
		定期	×
	介護者つき乗車	普通	身体障害者および介護者とも５割引 身体障害者が乳幼児の場合は、身体障害者は無賃、介護者は ５割引
		回数	身体障害者および介護者とも５割引 身体障害者が乳幼児の場合は、身体障害者は無賃、介護者は ５割引
		定期	身体障害者および介護者とも５割引 身体障害者が小児の場合は、介護者のみ５割引 身体障害者が乳幼児の場合は、身体障害者は無賃、介護者は ５割引 (注) 身体障害者には、通勤または通学定期券を発売するが、介護者に対しては、通勤定期券に限り発売する。第２種身体障害者についても同じ。
第２種身体障害者	単独乗車	普通	片道 101 キロ以上旅行のとき５割引
		回数	×
		定期	×
	介護者つき乗車	普通	×
		回数	×
		定期	身体障害者が小児の場合は、介護者のみ５割引 身体障害者が乳幼児の場合は、身体障害者は無賃、介護者は ５割引 (身体障害者が大人の場合は、割引をしない)

(注１)

身体障害者に対して発売する定期券には「障」、介護者に対して発売する定期券には「介」印をそれぞれ表示する。(割引をしない小児定期券についても表示する)

(注２)

身体障害者割引の運賃の端数計算は、次のとおりとする。

・大人および小児とも割引額を差し引いて、10 円単位に切り上げた額とする。

・連絡の場合は、各社ごとに、端数計算を行う。

【乗車券の効力】

第６条　身体障害者と介護者(係員が介護能力あると認める者)が、種類・乗車区間および通用期間が同一の乗車券を同時に購入し、同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。

【介護者の特認】

第７条　身体障害者が車いすを使用する場合で当社線内、神戸高速線・山陽電気鉄道線・神戸電鉄線連絡、能勢電鉄線連絡、阪神電気鉄道線連絡または大阪市高速電気軌道線連絡を旅行する場合に限って２人までの介護者を認める。

【身体障害者手帳の携帯】

第８条　乗車券購入の際および乗車中は身体障害者手帳を携行して、係員が請求するときは、いつでも呈示しなければならない。

２　前項に規定する身体障害者手帳の呈示は、「ミライロ ID」の呈示をもって、これに代えることができる。

【払戻し】

第９条　身体障害者と介護者について、同時に取扱いをする場合に限り、所定どおり取り扱う。

【単独片道 101 キロ以上旅行の場合の取扱い】

第１０条　身体障害者が単独で当社線と連絡他社線を通じ片道 101 キロ以上旅行するため、普通券購入の際、身体障害者手帳を呈示したときは、５割引により割引乗車券(普通券)を発売する。

２　前項に規定する身体障害者手帳の呈示は、「ミライロ ID」の呈示をもって、これに代えることができる。